

ゆるめクリーニングパートナー 第3号 ゆるめクリーニング ニュースレター



発行：久留米市環境政策推進課

発行日：平成16年12月20日

～ はじめに ～

秋口から今年は暖冬と言われていましたが、師走に入ると朝晩めっきり冷え込んで、ようやく冬将軍の到来を思わせる季節になりました。

この時期は、日の出が遅く日の入りが早いため、朝夕に活動されてある方は寒さと闘いながらがんばっておられるようです。

昨年の月別の活動者数を見てみると、12月から2月にかけては冬場ということもあり、その他の月に比べると少なくなりますが、クリーンパートナーは「好きなとき、好きな場所を、好きなだけ」活動していただくのがモットーです。通勤や買い物、散歩などの途中に落ちているごみを拾っていただくだけでも活動になります。少しでも街がきれいになるようがんばっていきましょう。

☆☆☆ みなさんの活動を拝見！ ☆☆☆

このコーナーでは、活動していただいているところに実際にお邪魔して取材をさせていただいたものを紹介しています。今号でも、いくつかのグループを紹介したいと思います。

【追分老人会】

追分老人会さんは、地元山川町追分のために何かできることはないかと皆さんで考えられて、いつも利用してある追分公民館と隣接する熊野神社、溜め池の周りを清掃しようと始められました。

特に溜め池とJR久大本線にはさまれた道路は、通学路として利用されているためか、空き缶やペ



ットボトル、弁当ガラのポイ捨てが多いそうです。また、この道路は道幅が2～3 m程度しかないので、雑草が道を覆わないように除草作業も行ってあります。



取材当日は、早朝から20名ほどのみなさんが活動されていました。健康づくりも兼ねて月に1回実施されているとのこと。ただし、あまり無理はなさらないそうです。これも活動を長続きさせる一つの方法ですね。

【筑水会】



元々は太郎原町内でまちをよくしていこうと有志の方で立ち上げた、「太郎原町をよくする会」が始まりで、その活動が町全体へと広がっていき、今の形になったそうです。

月に1回、町内の集落ごとにまち中を清掃しているとのこと、それ以外にも、毎日清掃活動を行っている方も多くいらっしゃるそうです。

これ以外にも色々なまちをよくするための取り組みを行ってこられ、今年度の久留米市の顕彰表彰を受賞されました。



取材当日は、地元の祭りの前であることもあり、各地域で活動されている方々が集めたごみの集積所になっている神社では、クリーンパートナー活動にあわせて、大勢の方が清掃作業や剪定作業をされていました。まさにまち中が一体となって自分たちのまちをきれいにしていこうと、元気あふれるみなさんでした。

【日/出町のみなさん(仮称)】

実は、クリーンパートナーとして登録されていたのはお一人でしたが、せっかくのいい活動だからみんなでやろうということで、日頃顔なじみである、同じごみ集積所の自治会の方に声をかけられて、今では皆さんで自治会内の道路を清掃されているそうです。

中でも窪木範二さん(写真前列右から2人目)は御年なんと102歳。それでも



きることはやろうと、ごみの収集日には立ち番をされたり、道路に面した家の軒先を花や緑で飾ったりと、まだまだお元気な方でした。

ちなみに、現在グループの名前について思案中だそうです。きっと素敵な名前になることでしょう。



102歳の窪木さん。おそらく最高齢のクリーンパートナーだと思います。一人で始めたことが、周りにどんどん広がっていき、美しいまちができていっていき、クリーンパートナーの理想の形のひとつだと思います。みなさんも周りの方を誘って環境美化の輪を拡げていきましょう。

》》》 事務局からのお知らせ 《《《



「**放置自転車**」。皆さんも活動されているときに、一度は目にされたことがありますか？持って帰ろうにも持って帰りがないし、そのままにしておくのも目に付いていやだし、どうにかならないか、との電話をいただくことがあります。

放置自転車についてはご存知の方もいらっしゃると思いますが、「久留米市自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例」等に基づき、道路や公園、駅前広場等の公共の場所については、市の方で撤去・管理を行っています。

もし放置自転車を発見したら、

- ① **具体的な場所**（どこにあるのか）
- ② **自転車の形状**（大きさ、色、特徴など）
- ③ **防犯登録はあるか**（シールが貼ってあれば、番号を控えておいてください。）
- ④ **車体番号**（自転車のハンドルの付け根部分か、サドルと後輪の間の車体部分に刻印されている場合が多いです。これもわかれば番号を控えておいてください。）

以上をチェックしてから、まず最寄の**交番に連絡**してください。

交番で所有者が判明した場合には所有者へ、判明しない場合は市のほうへ連絡があります。その後市のほうで回収する形になります。

自転車はそもそも誰かの所有物であったものですが、断りもなく勝手に処分できる性質のものではありません。少々面倒かと思いますが、見つけられた場合には以上のような手続をお願いします。

